

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和13年12月31日まで)

秋 本 務 第 3 2 号
令 和 3 年 1 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱要綱の一部改正について（例規）

犯罪被害者等給付金裁定事務については、「犯罪被害者等給付金裁定事務取扱要綱の一部改正について（例規）」（平成28年3月31日付け秋本務第332号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、各様式における押印欄の削除等所要の整備を行い、別添「犯罪被害者等給付金裁定事務取扱要綱」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、本例規の施行をもって廃止する。

別添

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」（昭和55年政令第287号）及び「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則」（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の裁定に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 発生報告等

- (1) 法第2条に規定する犯罪被害に係る事案の発生を認知した警察署長（以下「署長」という。）は、速やかに裁定に必要な調査を行い、その状況を犯罪被害事案発生状況報告書（様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に關係書類を添えて報告するものとする。
- (2) 犯罪被害者又はその遺族に対して犯罪被害給付制度について教示した場合は、教示の事実を明確にするため、犯罪被害給付制度教示記録書（様式第2号）を作成するものとする。

3 申請書の受理等

- (1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び署長は、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、規則第16条の遺族給付金支給裁定申請書、規則第17条の重傷病給付金支給裁定申請書又は規則第18条の障害給付金支給裁定申請書（以下「裁定申請書」という。）の提出があったときは、これを受理するものとする。
- (2) 裁定申請書の受理に当たっては、警務課長が管理する一連の受理番号を付するものとする。
- (3) 署長は、裁定申請書及び添付書類を速やかに警務課長を経て本部長に送付するものとする。
- (4) 警務課長は、裁定申請書を受理したときは、遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請受付報告書（様式第3号）により公安委員会に報告するものとする。

4 裁定申請に関する調査

- (1) 警務課長は、裁定申請書を受理したときは、次の事項について調査を行うものとする。
 - ア 犯罪被害の該当性
 - イ 受給資格の有無
 - ウ 加害者と被害者の関係
 - エ 被害者の帰責性の度合
 - オ 被害者等の年齢、収入及び扶養の状況

カ 他の公的給付若しくは損害賠償を受けた事実の有無又は将来受ける可能性の有無
キ その他給付の裁定を行うために必要と認められる事項

- (2) 警務課長は、法第13条第1項の規定により、申請者その他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせるときは、その状況を明らかにしておくとともに、必要により預り証（様式第4号）を交付するものとする。また、裁定が終了し、給付金支払までの事務手続が完了した場合には、速やかに提出させた物件を提出者に返還するものとする。
- (3) 警務課長は、法第13条第2項の規定により犯罪捜査の権限がある機関その他の公務所又は公私の団体に照会するときは、犯罪被害給付関係事項照会書（様式第5号）により行うものとする。この場合において必要があると認めるときは、犯罪被害給付関係事項回答書（様式第6号）を添えるものとする。

5 犯罪被害給付審議委員会等

- (1) 裁定申請に係る事項を審議するため、警察本部に犯罪被害給付審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、警務部長を委員長とし、委員は生活安全、刑事、交通、警備の各部長及び委員長が指名する者をもって組織する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (4) 委員会は、申請に係る裁定に必要な事項を審議するものとする。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (6) 委員長は、事案の内容、給付見込額等により、委員会の審議を事件主管課長との協議に代えることができる。
- (7) 委員会の庶務は、警務部警務課犯罪被害者支援室において処理する。

6 給付金の裁定

- (1) 警務課長は、裁定に必要な資料が整ったと認めるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定案（以下「裁定案」という。）及び遺族・重傷病・障害給付金支給裁定検討票（様式第7号。以下「裁定検討票」という。）を作成し、委員長に提出するものとする。
- (2) 委員長は、必要に応じて委員会の審議又は事件主管課長との協議を行うものとする。
- (3) 委員長は、委員会における審議結果又は事件主管課長との協議結果を本部長に報告するものとする。
- (4) 本部長は、裁定案及び裁定検討票を公安委員会に提出し、裁定を受けるものとする。

7 仮給付金の決定

- (1) 警務課長は、裁定申請事案が法第12条第1項に規定する仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、仮給付金支給決定案（以下「決定案」という。）及び仮給付金支給決定検討票（様式第7号を準用する。以下「決定検討票」という。）を作成し、委員長に提出するものとする。
- (2) 委員長は、委員会の審議を行うものとする。

- (3) 委員長は、委員会における審議結果を本部長に報告するものとする。
- (4) 本部長は、決定案及び決定検討票を公安委員会に提出し、決定を受けるものとする。

8 申請者への通知等

- (1) 警務課長は、給付金の支給に関する裁定が行なわれたとき、又は仮給付金を支給する旨の決定が行なわれたときは、速やかに規則第20条第1項の規定により、その内容を申請者に通知するものとする。
- (2) 警務課長は、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号）、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第5号）又は仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号）、裁定検討票等裁定等に関する書類の写しに必要な資料を添え、警察庁長官官房給与厚生課長に報告するものとする。

9 審査請求

裁定に係る処分についての国家公安委員会への審査請求又は不作為についての公安委員会への審査請求の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出されたときは、警察庁長官官房を経由して速やかに国家公安委員会に送付するものとする。
- (2) 不作為についての審査請求が公安委員会になされたときは、給付金の申請手続に準じて取り扱うほか、「秋田県公安委員会審査請求手続規則」（平成28年秋田県公安委員会規則第7号）の定めるところによる。
- (3) 警務課長は、公安委員会に対して不作為についての審査請求があったときは、審査請求事案（発生・終結）報告書（様式第8号）により、警察庁長官官房を経由して速やかに国家公安委員会に報告するものとし、事案の処理を終結したときも同様とする。

10 処理簿の作成

警務課長は、給付金の申請事案の裁定手続の進行を明らかにするため、処理簿（様式第9号）を作成し、逐次記入しておくものとする。

11 関係書類の保存

警務課長は、公安委員会の裁定に係る給付金に関する書類を5年間（将来、当該裁定に係る申請者以外の者から改めて申請が行われる可能性がある場合には、当該犯罪被害が発生した日から7年間）保存するものとする。

12 その他

給付金に関する照会や相談に当たっては、過大な期待を抱かせる内容等軽率な言動により無用な誤解を生じないように注意しなければならない。